

以上は歴史家の體驗に對し極めて理解の乏しい私^がが散て自ら揣らず、歴史の認識に就いて考へる所を極簡單に要領のみ記したものである。其道の

識者からの教に依つて蒙を啓かるゝ機縁ともなるならば望外の幸福といはなければならぬ。(十、十一、十二)

清朝初期の繼嗣問題

文學博士 内藤虎次郎

こゝに清朝初期といふは、太祖、太宗二代より世祖の立てる頃までの間を指す。清朝にて康熙以後、皇太子を建てずして、皇帝が其の繼嗣たるべき人を默簡し、密書秘藏して、之を宮中の正大光明の額の後に藏することゝしたるは、異常なる制度とせらるゝ所なるが、其の初期に於ける三尊佛等の制度も亦實に奇異の至りなれば、實錄其他正確なる史料によりて、試みに此篇を草することゝしたるなり。

實錄にては清朝の祖を肇祖、諱は都督孟特穆とすれども、こは明人、若くは朝鮮人の記する所によれば、建州衛の酋長猛哥帖木兒のことを誤り傳へたるのみならず、猛哥帖木兒は、又た佟佳江古への婆羅江、今の混江附近なる董鄂部の祖にして、清朝の祖にあらざる疑あり。⁽¹⁾されば興祖、諱は都督福滿以前の事は、信據するに足らざれども、興祖の父を錫寶齋篇古といひ、肇祖の子たる充善の末子にして、祖居の地たる黒圖阿喇に居りしを見れば

蒙古其他の種族の如く、少子相續の制ありしにも似たれども、興祖の六子、即ち寧古塔貝勒(3)の中に、第四子たる景祖諱は覺昌安(4)が祖基の黑圖阿喇に居り、他の五人は分れて附近地方に居り、景祖の五子中、第四子たる顯祖諱は塔克世(5)は、又祖基の黑圖阿喇に住せしを見れば、強ち少子相續制とも斷じ難し。景祖の子にては、長子たる禮敦巴圖魯尤も英勇なりしと實録に見ゆれども、其の子孫が宗家たりしにもあらず。太祖は顯祖の長子なりしが、繼母の愛なかりしが爲に、十九歳にして別居し、産を受くることも薄かりしといへり。されば此の時代に於て、繼嗣に關する定制の認むべきなかりしなり。

太祖は一代に大なる版圖を拓き、東は朝鮮に界し、北は吉林より今の露領沿海州に及び、南は旅順を盡し、西は遼河を踰えて、一たびは寧遠に達せしことあり。此の如く大國を成せしことは、其

の死後、繼嗣を定むるの必要を來せし所以なること、蒙古に於て成吉斯汗の死後、其の國俗によりて、遺産分配の事は已に定まり、嫡妻たる孛兒帖の少子施雷が最も多く之を受けたるに拘らず、其の全版圖の主として、更にクルルタイの決定を要せしが如くなりしなり。太祖の妻妾は數人ありて、其の生める子は左の如くなりき。

(6)
福金修甲氏 褚燕

代善

繼福金富察氏 莽古爾秦

德格類

孝慈高皇后葉赫納喇氏 皇太極(太宗)

阿濟格(英親王)

大福金喇吳納喇氏 多爾袞(睿親王)

多 鐸(豫親王)

この外側妃庶妃生む所六子略す。

此の中長子褚燕、謀叛の罪ありとて殺されたるが、太祖の生存中より、毎月交る／＼當直して、國政を視たる人々、一族中に四人ありき。即ち大貝勒代善、二貝勒阿敏、三貝勒莽古爾泰、及び四貝勒皇太極なり。此四人は皆太祖の天命元年に封せられて和碩貝勒となりしなり。この内三人は太祖の子なれども、ひとり阿敏のみは太祖の同母弟舒爾哈齊の子なり。太祖實錄及び宗室王公表傳によれば、舒爾哈齊は辛亥の歲萬曆三十九年に死したるが其の諸子中阿敏の外にも、鄭親王濟爾哈朗の若きは、後に睿親王と共に順治の初年に政を輔けたれば、一族中重要なる地位に在りしは明らかなり。燃黎室記述卷二には丙子録を引きて、壬子奴兒哈赤殺其弟速兒哈赤。並其兵。侵兀刺諸酋といへるが、太宗實錄卷七に阿敏の罪狀を數ふる項下に阿敏貝勒之父。乃叔父行也。當太祖在時。兄弟和好。阿敏貝勒嗾其父。欲離太祖移居于黑扯木地方。令

人伐造房之木。太祖聞其父子罪。既而欲宥其父。而戮其子。諸貝勒力諫。謂既宥其父。何必復殺其子。彼雖無狀。不足深較。蓋并養之。太祖于是收養其父子。及其父既終。太祖愛養阿敏貝勒。與已出三子。毫無分別。並名爲四和碩四大貝勒。爾國人會見爲異父所生之子。而愛養有殊乎。とあれば、太祖が舒爾哈齊を殺せりとの説は信すべからざるも、舒爾哈齊の一家が太祖を離れて獨立するに足るの力ありしことは、粗ぼ推知すべく、是れ其の四大貝勒の一たりし所以なるべし。

太祖實錄によれば、太祖は國家政事。子孫遺訓。平日皆豫定告誡。臨崩不復言及。とあれども、其の繼嗣に關して、何等言及さざりしといふは疑はし。然れども是れ實は平日の豫定せる前、死後に諸子が之を奉行せざりし者なるが如し。實錄に曰く、

先是孝慈皇后崩後。立吳喇國滿大貝勒女爲大福

金。大福金美丰儀。而心未純善。常拂上意。雖有機巧。皆爲上英明所制。上知之。恐其後爲亂于國。預以書遺諸貝勒。曰我身後必令之殉。諸貝勒以上之遺命告大福金。大福金不欲從死。語支吾。諸貝勒堅請。曰先帝遺命。雖欲不從不可得也。大福金遂服禮服。飾以金玉珠翠珍寶之物。因涕泣。乃謂諸貝勒。曰吾年十二。事先帝。豐衣美食。二十六年。何忍離也。願相從地下。但吾二幼子多爾袞、多鐸。幸恩養之。諸貝勒皆泣而對。曰吾等若不愿養二幼弟。是忘父皇也。焉有不恩養之乎。大福金子辛亥辰刻。以身殉焉。年三十有七。(7)

この記事のみにては、繼嗣問題と關係ありとは見えざれども、燃藜室記述卷二に日月録を引けるに據れば、

或曰。奴兒赤臨死。謂貴永介。曰九王子當立而年幼。汝可攝位。後傳於九王。貴永介以爲嫌逼。

遂立洪太氏云。

とあり。是れ恐らくは其間の隱情たる者ならん。貴永介とは大貝勒代善にして、清朝の官書には古英巴圖魯と稱せるを、朝鮮にて古英の對音として貴永介の字を用ひしなり。洪太氏も亦官書の皇太極の對音なるが、崇謨閣舊檔によれば、當時は漢人が蒙古の爵名に用ゐる黃台吉の字を用ひ、皇太極の字は後に實錄編纂の際に、新たに撰定せられし者の如し。⁽⁸⁾九王とは即ち多爾袞なり。蓋し最後に正妻たりし人の生める子が繼嗣たるべきことは蒙古滿洲等の風俗なりしならんも、諸貝勒の勢力と、當時の國情とは幼子を奉じて國主とするに適せざりしかば、正妻は殉死を強ひられ、而して繼嗣の問題は、新たに協議を要することゝなりしならん。但し大福金が其の三子中、將に多爾袞、多鐸を諸貝勒に付囑して、其長子阿濟格に及ばざりしは、阿濟格が已に成長せし爲なるべきも、多爾

衰が繼嗣たるべく定められし故は明かならず、或は其の幼より聰明なりしを以て、太祖に特に愛せられしにもよるならんか。

太宗實錄卷一によれば太祖の崩後、大貝勒代善の二子岳託、薩吟廉は皇太極は深く人心を得、衆の悅服する所なれば、速かに大位を繼がしむべきことを、其父に告げたれば、代善は是れ吾が夙心なりとて書を作り、次日諸貝勒大臣の朝に聚りし時、之を出し示したれば、阿敏、莽古爾泰及び阿巴泰、⁽⁹⁾德格類、⁽¹⁰⁾濟爾哈朗、阿濟格、多爾袞、多鐸、⁽¹¹⁾杜度、⁽¹²⁾碩託、豪格等皆喜びて、遂に議を定めたり。太宗は父の遺命なしとて固く之を辭したれども、衆議堅くして卻くべからざるにより、位に即きたりとあり。但だ疑しきは、この會議中に、多爾袞、多鐸等のあることにて、恐らくは實錄編纂の際の文飾に出でしならん。燃藜室記述に引ける丙子錄には、

丙寅五月。建州奴酋奴兒五痘發背死。臨死命立世子貴榮一作永介。貴榮介讓弟弘他時。一作弘曰汝智勇勝於我。汝須代立。弘他時略不辭讓而立。とあり。弘他時、弘太始も並に皇太極の對音なり朝鮮所傳の説、必ずしも其の實を得ずといふべからざるに似たり。

かくの如くして太宗は國主となりたれども、所謂國主の地位は、如何やうのものなりけん。蒙古の成吉斯汗死後、斡歌臺汗の位に即ける時も、耶律楚材の進言によりて察合臺は、其の兄の位を屈して帳下に拜したるにて、蒙古にて尊屬が拜禮あるは此より始まる。と元史の楚材傳に出でたる程なれば、王位と親屬の位とは必ずしも一致せざる場合あるべし。太宗實錄卷十によれば、天聰五年十二月丙申の上諭に

莽古爾泰貝勒因其悖逆。故科罰贖罪。革大貝勒稱號。自朕即位以來。國中行禮時。會與朕並坐。

今不與坐。恐外國人聞見。不知彼遇。反議我爲不敬。彼年長于朕。仍令並坐何如。

といひしに、大貝勒以下の諸貝勒、不可なりといふ者半ばなりしが、代善は初の並坐を可としたれども、既にして、

切思我等既戴皇上爲君父。又與上並坐。恐滋國人之議。謂我等奉上居大位。又如三尊佛。與上並列而坐。甚非禮也。(中略)自今以後。上南面居中坐。或與莽古爾泰侍坐上側。外國莽古諸貝勒坐于我等之下。既奉爲皇上。而不示獨尊可乎。

とて諸貝勒に告げたれば、皆之を善しとして、太宗も之に従へりといひ、實錄卷十一には、此記事を承けて、天聰六年春正月己亥朔に

上率諸貝勒拜天謁神畢。出御殿。上兩傍設二榻。命大貝勒代善、莽古爾泰貝勒坐。

とあり、又

朝罷。上以兄禮詣代善第拜之。上卽位以來。歷

五年所。凡國人朝見。上與三大貝勒俱同南面坐。受。自是年更定上始南面獨坐。

といへるを見れば、卽位の始めは代善、阿敏、莽古爾泰と同坐して臣下に臨みしが如し。阿敏黜けられて後、所謂三尊佛となりしが、こゝに至りて獨尊の位を正したれども、尙ほ家人の禮としては、兄代善を拜することを廢せざりしなり。故に國主の位は旗民の主といふ意義にて、支那の如き大一統の旨には合せざりし者の如し。其後莽古爾泰死し、數年を経て其の叛謀發覺せりとて、其遺せる屬人財産を籍没し、長子豪格、及び庶弟阿巴泰に一部を分配せしが、其の大部分は自ら之を有せり。太宗は支那人主に有り勝なる雄猜なる性質を具へ漸次に勢力を養ひ、阿敏去り、莽古爾泰死してよりは、其の最も親しかりし代善をも屢々窘辱して頭の擧がらざるやうになしたり。代善の子薩哈廉は此際に處して非常に巧なる態度を取り、毎に其

父をして太宗に逆らはしめざりしかば、太宗も薩哈廉には親賴し、之を好遇して、其の疾める時は之を臨視し、死するに及び親しく之を奠哭したるが、岳託は薩哈廉よりも素樸にして倔強なる滿洲人氣質を脱せざりしかば、或る時較射の事ありしに弓を執ること能はずとて強ね、遂に弓を擲ちたれば、諸王より驕慢の罪死に當ると論せられたるが、太宗は之を寛うして爵を降し、罰金を科したり。以て其の太宗に對し不滿の意ありしを見るべし。

崇徳元年、太宗は内外諸貝勒、文武群臣の上れる寛溫仁聖皇帝の尊號を受け國を大清と號せり。蓋し此より以前は金國汗と稱せしが、こゝに至りて明の皇帝と同様に皇帝となりしなり。此の位號を正すの議は立薩哈廉の唱へし所なりき。但だ此に至りて疑問となるべきは、多爾袞の位置なり。多爾袞が太宗の時代に於て特に寵遇せられしことは實録の記事に徴しても明白なるが、こは其の十

七八歳の少時より軍に従ひて功あり、其の天性聰慧にして、墨爾根岱青(15)の爵號を興へらるゝ程なりしが爲のみとは思はれず。且つ滿洲と朝鮮との交渉に關する史料に徴するに、甚だ解し難き處あり朝鮮は太宗の天聰二年に於て金國(15)と戰ひ敗れて講和したるが、これより以後は金國汗と朝鮮國王とは對等の交際を爲し居たるに、太宗が皇帝の尊號を稱することを以て朝鮮に諮りし時、朝鮮は是れ明に對して獨立する者にして、朝鮮をば其の臣屬とする者なればとて、之を拒否したりしかば、崇徳元年より二年に互りて、清朝に攻められ、勢窮して降服し、之より清朝に對し、臣屬の禮を取れり。奉天の崇謨閣に藏せる舊檔中に、朝鮮國來書簿なる者あり、即ち天聰、崇徳間の朝鮮國書の鈔本なり。之によりて朝鮮國王李倧(仁祖)が二月に降服して後、四月に始めて使を遣して謝恩表を上り、併せて貢物表單をも副へたるが、此時太宗に

上れる以外に皇太子に上る箋、並に進物單を送りたることを知るを得たり。來書簿は崇徳六年までの分を収めたるが、歳時の朝貢には、必ず皇帝以外に中宮及び皇太子にも箋若くは貢單を上りたり。然るに此の來書簿にては、皇太子の何人たるを知らざること能はず、清朝の實録も亦當時皇太子の位に在りし人あることを載せず。元來清朝が朝鮮を征伐するに至りし原因は、太祖の末年以來、明と絶ちたるが爲に、従前明より輸入せる織物を獲ること能はず、又明に對抗せんが爲に、其の都城附近に、言語風俗を同じうせる種族を移植し、爲に食料の匱乏を告げたるより、兩つながら之を朝鮮に仰がんとせるに在りたれば、或は貢物の多きを貪りて空位の皇太子を作りたるにあらずやとも猜したれども、猶ほ妥穩ならざれば、更に天聰年間の各項稿簿といへる舊檔を検せるに、左の二種の文牘を發見したり。

(一)天聰四年七月十一日 一張同盟
一張帶去

金國汗黃太吉。執政衆王、歹善、忙吾兒太、阿把太、德革雷、吉兒哈郎、阿吉革、阿革朶兒紅、朶朶、都都、岳托、何革、撒哈良等。告天盟誓事。爲海島劉興治、劉興基、劉興良、劉興沛、劉興邦等殺其南朝官員。率各島官民。與我同心。恐後有違。故告天地。彼島中之人。或居島中。或上陸住。我不收納。令彼自作一國。待以客禮。及我先曰走去金人蒙古斷不問取。若違此言。不令作客國。及問取金人蒙古或念劉家舊惡。及來見留住。天地鑑之。罪有所歸。天折死亡。或劉家弟兄行詐。仍歸南朝。及懷二心。居中觀望。則天地歸罪劉家弟兄。天折死亡。若我兩家。皆不違盟。誠信到底。則天地保祐。永受無疆之福。謹疏。

これ蓋し劉興祥の殘黨に對する誓書なるが、其列名の書き方を清朝官書に對照すれば、

黃太吉 皇太極 歹善 代善 忙吾兒太 莽古

爾泰 阿把太 阿巴泰 德革雷 德格類 吉兒

哈郎 濟爾哈朗 阿吉革 阿濟格 阿革朶兒紅

阿格多爾袞 朶朶 多鐸 都都 杜度 岳托

岳託 何革 豪格 撒哈良 撒哈廉

(二) 島中劉府來書

天聰四年八月分。遲秀才賚來。初一日到

客國臣劉興治、劉興基、劉興梁、劉興沛、劉

興邦等。致告於冥冥上帝、宥我不赦。敢數過愆。

綠官不道。天數將終。我大金國汗。湯武堯舜之

君。實有所以收拾人心者也。臣等有先見。遂戮

職宮陳繼盛等。率衆歸服。金汗黃太吉。執政衆

王。歹善、忙吾兒太、阿把太德革雷、吉兒哈郎、

阿吉革、阿革朶兒紅、朶朶、都都、岳托、何革、撒

哈良等。對天盟誓。共圖大業。自盟之後。彼此

相信。永修和好。內有不軌。各踏喪亡。天誅其

身。皇天後土。共監斯言。伏仰汗威全獲畿邦。

主客亨福。國脈永綿矣。謹盟。

天聰四年七月二十三日 同盟官員

參將李登科 遊擊崔耀祖

都司馬良 李世安 郭天盛 守備王才

何成功

この中の姓名も、全く前書に同じ。この中にて獨り朶兒紅の上に阿革の二字あるは注意すべきとなり

阿革即ち阿格は後世阿哥とも書せられ、滿洲語に

て王子の義にして、清文彙には王子の資格に冊封

されし少き子と解したれども、冊封の義は元來の

滿洲語には無かりし所なるべければ、單に王子の

義にて、殆ど儲君の意を有するなるべし。太宗實

錄天聰九年正月丁丑の條に

禮部和碩薩哈廉貝勒遵旨傳諭曰。朝廷宗室、恐

衆人莫辨。或致辱詈。已令繫紅帶。以表異之。

又恐上下稱謂顛倒。已分別名號。如太祖庶子。

俱稱阿格。六祖子孫。俱稱覺羅。凡人稱謂。就

其原名。稱爲某阿格、某覺羅。(下略)

こと見えたり。實錄の記述にも、此時より以前は阿格と稱する者殆んど見えざれども、此時以後、太祖の庶子は皆某阿格と稱し、太貝勒代善の子なれども、碩托阿格と稱せしこと見えたり。これ阿格の稱を汎く宗室に及ぼせしが爲にして、従前は阿格の稱は更に尊貴なりしことなるべければ、朶兒紅の阿革と稱せられしは、其の皇太子の資格ありしによるにあらざるか。既にして崇徳年間に至り太宗が皇帝と稱せしを以て、更に改めて皇太子と稱せしならんか。

されば多爾袞は、太祖の最後の正妻の愛子として、當さに繼立すべかりしも、丙子録、日月録に記せるが如き事情ありて、汗位は太宗に歸したるなるべく、大福金が殉死に臨みて諸貝勒に付屬したるも、其の繼立を望む意ありしならん。

かくの如く太宗の立ちしは、一種の事情により

たれば、其の崩せし時、又繼嗣問題は紛糾を來せ

り。世祖實錄卷一には崇徳八年八月乙亥の條に、

和碩禮親王代善代善は崇徳元年和碩兄禮親王に封せられたりが諸王貝勒貝子

公及文武群臣を會集し、大位久しく虚しうすべからざるを以て、議を定めて太宗の第九子を奉じて

位を嗣がしめ、共に誓書を立て、昭に天地に告げ

公議により和碩鄭王濟爾哈朗、和碩睿親王多爾袞

を以て國政を輔理したりとあるのみなれども、此

日の會議は決して無事に決定せしにあらず。朝鮮

奎章閣所藏の史料に瀋陽日記及び瀋陽狀啓といふ

者あり。朝鮮の仁祖が清朝に降りし後、質子として

其の世子及び二王子を奉天即ち瀋陽に送り置き

たり。其の館所の舊址は、今も大南門内の地名に

遺れり。日記は當時從行の臣の記せし所にして、

狀啓は從臣より本國に時々送りし報告なり。其の

秘密なる者には、特に秘密と記せり。日記によれば、

癸未年八月初十日辛未の條に、夜分後皇帝猝

殂とあり。而して狀啓には左の一項あり。

承政院 開拆 秘密 癸未八月二十六日

十四日。諸王皆會於大衙門。大王發言曰。虎口帝之長子。當承大統云。則虎口曰。福小德薄。

非所堪當。固辭退去。定策之議。未及歸一。帝之手下將領之輩。佩劍而前曰。吾屬食於帝。衣於帝。養育之恩。與天同大。若不立帝之子。則寧死從帝於地下而已。大王曰。吾以帝兄。當時朝政。老不預知。何可參於此議乎。即起去。入王亦隨而出。十王默無一言。九王應之曰。汝等之言是矣。虎口王既讓退出。無繼統之意。當立帝之第三子。而年歲幼稚。八高山軍兵。吾與右眞王。分掌其半。左右輔政。年長之後。當即歸政。誓天而罷云。所謂第三子。年今六歲。是如爲白乎彌。以下は別に下文に出す是れ決して一通りの傳聞にはあらざるべく、確かに根據ある記事ならん。此月の朔は壬戌なれば、

乙亥は十四日なり。大王とは即ち代善にして、虎口は又豪格の對音、即ち太宗の長子、肅親王、八王は阿濟格、崇徳元年武英郡王に封せらる。十王は多鐸、崇徳元年豫親王に封せらる。九王は即ち多爾袞にして、時に睿親王たり。古眞王とは濟爾哈朗にして、時に鄭親王たり。世祖は實は實錄に見ゆる如く、太宗の第九子なれども、當時の所傳かくの如くなりしならん。高山は即ち固山にして滿洲語旗の義、八高山は即ち八旗なり。是如白爲乎彌は朝鮮吏道の文なり。此の立嗣會議は豪格、大統の多爾袞に歸すべき者たるを知りて、代善の己れを推せるを避けたるに、太宗に參養せられし軍人は、尙ほ其の子を立てんことを望みたるが故に代善は此の紛議に預ることを欲せず、阿濟格も多鐸も手を下すに由なく、纔かに多爾袞が臨機の措置の宜しきを得たるに因りて、議を定めたるなり然れども此の決議は當時、一族間の意に満たざる

者あり、越えて二日にして、忽ち一事變を生じたり。世祖實錄、此月丁丑の條に曰く、

多羅郡王阿達禮往謂和碩睿親王多爾袞曰。王正大位。我當從王。又往謂和碩鄭親王濟爾哈朗曰。和碩禮親王命我。常至其府中往來。又固山貝子碩託遠吳丹至和碩睿親王所言。內大臣圖爾格及御前下等皆從我謀矣。王可自立爲君。阿達禮碩託又往視和碩禮親王代善足疾。與多羅貝勒羅洛宏同行。阿達禮碩託登牀。附和碩禮親王耳語曰。衆已定議立和碩睿親王矣。王何嘿嘿。于是和碩禮親王、和碩睿親王白其言于衆。質訊俱寔。阿達禮碩託坐擾政亂國伏誅。阿達禮母、碩託妻坐助逆誅。併誅所遣吳丹。羅洛宏因同詣和碩禮親王所收繫。以不知情免罪。(下略)

而して狀啓に述ぶる所も、亦之と符合す。狀啓には前文に續きて左の如く言へり。
俊王及小退密言于大王曰。今立稚兒。國事可知。

不可不速爲處置云。則大王曰。旣立誓天。何出此言。更勿生他意。往問於九王。則九王亦牢拒而入。往十王家要見。則十王曰。此非相訪之時。終始不出見。復問於大王。則大王曰。何爲再發妄言。禍必立至。任汝所爲。旋即發告。九王曰。吾亦聞知云。而十八日夕。捉致俊王小退於衙門。露體綁縛。並其俊王母及小退妻。卽縊殺之。要退子及俊王弟二人。旣縛而旋釋。黨與皆不治。

(中略)八王則心非其立幼。自退出之後。稱病不出。帝之喪次。一不往來云々爲白乎彌。(下略)
俊王とは即ち阿達禮にして薩哈廉の子、代善の孫、時に穎郡王たり。朝鮮人が穎の音を訛り聞て俊と爲せるならん。小退は碩託の對音朝鮮語の習として、名詞の尾にイ音を副ふるなり、碩託は代善の第二子にして、薩哈廉の兄なり。要退は即ち岳託にして、羅洛宏は其子なり。阿達禮の第二人とは、勒克德渾、杜蘭なり。實錄に其の縛せられ

しことを明記せざれども、之を以て肅親王に給したりとあれば連坐せしに疑なし。此の二書の記する所によりて、此時猶ほ多爾袞に繼立の資格あるを認むる者ありしことを知るべく、多爾袞は後に攝政王として、權勢熏灼せし時に當り、復た此際の事情を暴白して、其の世祖を立つるの意を明らかにしたることあり。世祖實錄^{卷二}十二 順治二年十二月癸卯の條に曰く

攝政王多爾袞集諸王貝勒貝子公大臣等。遣人傳語曰。今觀諸王貝勒大臣。但知諂媚于予。未見尊崇皇上者。予豈能容此。昔太宗升遐。嗣君未立。諸王貝勒大臣等。率屬意于予。跪請予即尊位。予曰。爾等若如此言。予當自刎。誓死不從。遂立皇上。以此危疑之時。以予爲君。予尙不可。今乃不敬皇上而媚予。予何能容。自今以後。可悉識之。有盡忠皇上者。予用之愛之。其不盡忠。不敬事皇上者。雖媚予。予不爾宥也。溯茲鴻禧。

創自太祖太宗。二聖所貽之業。予必力圖保護。俟皇上春秋鼎盛。卽行歸政。予之聲名。豈渺小耶。夫太宗恩育予躬。所以特異于諸子弟者。蓋深信諸子之成立。惟予能成立之也。此意予洞知之。安知爾等之知與否也。其所以不立肅親王者。非予一人意也。諸王大臣皆曰。若立肅王。我等俱無生理。因此不立。乃彼時不肯議立。而今後市恩修好者有之。諸王貝勒皆以爲然。惟和碩德豫親王多鐸不答。所遣大臣問曰。衆人皆言。惟王不出一語。是何意也。王以爲未喻其意。是以不對。大臣還以此言啓攝政王。王笑而言曰。予遣與阿濟格尼堪言。此言一出。豫親王必默然無語。今果如料。乃有如此之奸人耶。又令大臣往悉數其事曰。昔國家有喪時。予在朝門。坐帳房中。英王豫王皆跪于予前。謂卽尊位。謂兩固山大臣屬望我等多。諸親戚皆親言之。此言豈爲有耶。當爾等長跪時。予端坐不動曰。爾等若如

此。予惟有一死而已。曾何時見兄至而不起耶。

英王以爲誠然。豫親王復云。卽請尊位之言有之。

兩固山屬望我等之語。未之有也。大臣卽以此言

入告攝政王。王又令詰之曰。汝以此言爲無。昔此

言不出諸英王。而實出諸汝也。汝不曰固山額眞

阿山阿布泰在外。皆謂伊等親黨屬望于予耶。豫

王語塞引罪。諸王貝勒大臣以豫王妄對。于理不

協。欲議罪。攝政王以事在赦前。且予之誠諭。

原各令自省。非欲加之罪。免之。

多爾袞が此の如き輿望を負ひながら、一部軍人、

太宗の恩顧に報せんとする者あるが爲めに、決然

として尊位を棄て、太宗の子に譲り、且つ之を

保護して成立に至らしめしは、泰伯の讓德に、周

公の輔相を兼ねたりと稱すべく、其の定策の功、

大なり。代善が其の子孫の言に惑はず、睿親王に

謀りて大義親を滅せしも、亦偉なり。顧ふに太宗

は滿洲興廢の一大戰たる薩兒澗山の役に、最も勇

武を見はし、代善も其の弟に如かずとの感を抱き

たる程なれば、軍人の人望は、其子孫にも及び、

且つ多爾袞に對しては、終始恩育して、繼立の際

の私情を挟む形迹なかりしかば、多爾袞も其の崩

後に於て之を封せし者ならん。かく滿洲人の懿親

に篤かりしは、其の興隆の一因とも謂ふべく、爲

めに紛糾せる繼嗣問題も、聲色を動かさずして決

せられたるなり。是れ滿洲、蒙古の若き半開民族

の習慣には背くも、其の能く習慣を破る處、實に

興隆氣象の有する處なりしなり。睿親王は太宗の

崩後、其の皇后、卽ち世祖の母と通せしとの説あ

り。其他にも閨門に於て失徳なきにあらざるも、

是れ半開民族の英雄に有り勝の事なれば、深く咎

むべからず。其の能く自己に纏繞せる事情に累せ

られずして、清朝の創業期に於ける難事を立談に

定めたるを美とすべきのみ。

以上の事實によりて考ふるに、清朝の初期には

正妻、特に最後の正妻の子を以て繼嗣とするを常とすれども、創業時代の事情に拘せられて、太祖の諸子中、軍民に人望ある者が立つこととなり、更に其の人望は其の子の時代まで、勢力ありしことを觀るべく、蒙古人が遺産相續と汗位とを別問題として考へしと同じからざりしなり。

- (1) 藝文第三年第三號、拙著「清朝姓氏考」
- (2) 篇古は恐らく百戸の轉訛せる滿洲語にして、滿洲人が毎に少子に名くる所の者なり。金史國語解に 蒲陽溫曰幼子とあるも、同語なり。
- (3) 寧古塔は即ち滿洲語六の義にして、又之を六王といふ。今の寧古塔の地に擬するは謬なり。
- (4) 明人の記録には教場又は叫場とせり。
- (5) 明人の記録には、塔失又は他失とせり。
- (6) 又福晋に作る。蒙古語兀眞と共に漢語夫人より出たり。
- (7) 此の記事は傳鈔本清三朝實錄に出でたれども、乾隆の時に修正せられたる實錄には之を刪去せり。

故に王先謙の東華錄にも載せず。但し盛京崇謨閣に藏せられし滿蒙漢三體太祖實錄戰圖には、尙存したれば、傳鈔本の方、厚修本に同じきを知るべし。明治四十五年、奉天秘庫の史書を寫眞せし時、實錄戰圖を影照せんも企て、事に礙けられて果ざりしはかへすも遺憾なり。

- (8) 太宗實錄には、其名が偶然にも漢語の皇太子、蒙語の黃台者と暗合せりて、其の高位に上るべき兆なることを説けり。原に漢語より出でしは明らかなり。
- (9) 阿巴泰は太祖庶妃の子。
- (10) 杜度は褚燕の子、太祖の長孫。
- (11) 碩託は代善の子。
- (12) 蒙格は太宗の長子。
- (13) 蒙古の對音。
- (14) 墨爾根は蒙古語賢智の意、岱青は蒙古の箭號。
- (15) 即ち滿洲なり。當時實は滿洲の國號なし。
- (16) 藝文第三年第十一號、「清朝開國期の史料」中に漢

文藝權とあるもの是なり。

(17) 皇天後土、后字後に作、原書此の如し。

南北合體條件につきて

文學博士 三浦 周行

一 合體の名稱

元中九年(北朝の明德三年)に成立した南北朝の合一は國史上の重大なる事實であるが、當時若しくは當時を去ること餘り遠からざる時の北朝側の記録には、普通、南方御和睦(續神皇正統記)南帝御和睦(鎌倉大日記)南朝御和睦(應永記)など、主として南朝に係けて居り、間々南北御合體(大乗院日記目錄・武家年代記裏書)兩朝一統(應永記)など、兩朝に係け、又君臣御合體(後鑑に引いて居る義滿將軍記・續明德記)と南朝の後龜山天皇と足

利義滿とに係けたものもある。元來南朝といふのは吉野の朝廷が京都より南に當るが爲め、北朝側から普通、南方若しくは南山と呼んで居たのを、更に支那の南北朝に擬して南朝ともいひ、それに對して京都の朝廷を北朝と申したものである。併し所謂南朝も北朝も互に正統の君と信じて居られ他を排して偽朝といひ、僞主といはれて居た程であるから、もとよりみづから南朝とか北朝とか申さるべき筈はなく、當時他の斯る稱呼を用ゐるものに對しても、必ず不快の感を懷かれたことであらう。加之表面こそ兩朝の御分争の形勢となつて